

保護者各位

鳥取西小学校 校長

高島 昌之

「フィルタリング」をしていますか？

2. 犯罪に巻き込まれるリスク

有害情報に知らずに染まったり、犯罪に巻き込まれる危険性を常に考えなくてはなりません。リスクを知らずにネットとつながるというのは、扱いも危険性も知らずに子どもが車を運転するようなものと警報を鳴らす専門家もいます。

スマホを使用しているのが子どもでも、**管理・責任は保護者にある** ということを知っていますか？

「青少年インターネット環境整備法(一部改正平成30年2月1日)」が試行されています。事業者は、保護者からの申し出がない限り、フィルタリングをかけないといけないとされています。**フィルタリングをすることは保護者の責任です。**

保護者の責任

- ・ 契約の際に事業者へ自己申告すること
- ・ 利用の管理・監視と使い方を教えること
- ・ 有害情報があることを説明すること

事業者の責任

- ・ フィルタリングについて説明して有効にすること
- ・ 有害情報があることを説明すること
- ・ 不必要の申し出は保護者からとすること

釧路管内の小中学校で起きている事例です

1. 遊んでいる中で、未成年禁止アプリの存在に興味を持ち交信をし始める。
2. 友人も集まり数回繰り返す。
3. 交信をしている最中に相手から『不適切映像』を送ってきたのを開いて見てしまう。
4. 警察に届ける。(保護者や学校は、子どもを守るために報告しなければいけない)

犯罪に巻き込まれる入り口に入りました。

犯罪に巻き込まれました。